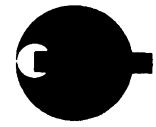


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



# 奈良県公報



平城遷都  
1300年  
記念事業

## 目次

目次	ページ
〔告 示〕	
○保安林の指定をする予定である旨の通知(森林保全課)	一
○右同	一
○右同	一
○右同	一
○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出(都市計画課)	二
○都市計画の案の縦覧(都市計画課)	二
○右同	二
○奈良県収入証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出(会計局会計課)	二
〔公 告〕	
○大規模小売店舗の新設の届出に関する公告(金融・商業振興課)	三
○特定調達契約に係る落札者等の公示(税務課)	三
〔人事委員会公告〕	
○平成十九年度奈良県職員採用初級試験及び奈良県市町村立小・中学校事務職員採用初級試験の実施(選挙管理委員会告示)	三
○奈良県知事選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表	六
○参議院(選挙区選出)議員選挙における選挙時登録の基準日等	八
○参議院(選挙区選出)議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧期間(選挙管理委員会公告)	八
○参議院(選挙区選出)議員選挙における立候補届出の受付順位	八
〔正 誤〕	
○平成十九年六月二十二日付け奈良県公報第十八百八十一号正誤表	八

## 告 示

### 奈良県告示第百二十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十九年七月三日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 保安林予定森林の所在場所 山辺郡山添村大字毛原一七四
  - 二 指定の目的 水源のかん養
  - 三 指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
  - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 〔「次の図」とおり〕は、省略し、その関係書類を奈良県農林部森林保全課及び山添村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

### 奈良県告示第百三十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十九年七月三日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 保安林予定森林の所在場所 天理市岩屋町一〇三八、一〇四一、一〇八一から一〇八三まで、一〇八六、一〇八八、一〇八九、二一九一
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
    - 天理市岩屋町一〇三八・一〇四一(以上一筆について次の図に示す部分に限る。)
    - 一、一〇八一から一〇八三まで、一〇八六、一〇八八、一〇八九、二一九一
    - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
  - (一) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県農林部森林保全課及び天理市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

### 奈良県告示第百三十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十九年七月三日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 保安林予定森林の所在場所 吉野郡下市町大字広橋二六五の一、二六五の二
- 二 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 主伐は、択伐による。
    - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県農林部森林保全課及び下市町役場に備え置いて縦覧に供する。)

奈良県告示第百三十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
 平成十九年七月三日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 保安林予定森林の所在場所 吉野郡下市町大字長谷七七一の一
- 二 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 三 指定施設要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 主伐は、択伐による。
    - (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
    - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (四) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県農林部森林保全課及び下市町役場に備え置いて縦覧に供する。

奈良県告示第百三十三号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により、勢野北部土地区画整理組合から次のとおり同組合の理事の氏名及び住所の届出があった。  
 平成十九年七月三日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 退任理事の氏名及び住所
  - 氏名 浦井 信一 住所 生駒郡平群町大字横原三五二番地
  - 氏名 上武 正司 住所 磯城郡川西町大字結崎四一四番地の七
  - 氏名 小東 壽夫 住所 東京都三鷹市井の頭二丁目三番三号

- 二 就任理事の氏名及び住所
  - 氏名 寺田 一夫 住所 生駒郡三郷町勢野東四丁目六番二号
  - 氏名 浦井 康至 住所 生駒郡平群町大字横原三五二番地
  - 氏名 竹野 諭 住所 埼玉県春日部市大場二三五二番地

奈良県告示第百三十四号

大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分を変更するため、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。  
 平成十九年七月三日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 変更に係る都市計画の種類及び名称 大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分
- 二 変更に係る都市計画を定める土地の区域 大和郡山田市下三橋町の一部
- 三 都市計画の案の縦覧場所 奈良県土木部都市計画課及び大和郡山田市都市計画担当課
- 四 縦覧期間 平成十九年七月三日(火)から同月十七日(火)まで
- 五 意見書の提出要領
 

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書一通を知事あてとし、奈良県土木部都市計画課に平成十九年七月十七日までに必着するよう提出すること。

奈良県告示第百三十五号

大和都市計画用途地域を変更するため、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。  
 平成十九年七月三日

- 一 変更に係る都市計画の種類及び名称 大和都市計画用途地域
- 二 変更に係る都市計画を定める土地の区域 大和郡山田市下三橋町の一部
- 三 都市計画の案の縦覧場所 奈良県土木部都市計画課及び大和郡山田市都市計画担当課
- 四 縦覧期間 平成十九年七月三日(火)から同月十七日(火)まで
- 五 意見書の提出要領
 

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書一通を知事あてとし、奈良県土木部都市計画課に平成十九年七月十七日までに必着するよう提出すること。

奈良県告示第百三十六号

奈良県収入証紙条例施行規則(昭和三十三年三月奈良規則第六十六号)第七條第二項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。  
 平成十九年七月三日

奈良県知事 荒井正吾

売りさばき場所	住 所	氏 名	廃止年月日
吉野郡吉野町上市八〇	吉野郡吉野町上市八	吉野町長	平成十九年六月三十日
一 吉野町役場	〇一 吉野町役場		

公 告

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十二号、以下「法」といいます。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十九年七月三日から同年十一月五日までに奈良県商工労働部金融・商業振興課に到着するよう提出してください。

平成十九年七月三日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称（仮称）香芝インターチェンジ北計画  
 所在地 香芝市上中一六他二三筆
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 株式会社ヤマタ電機  
 住所 群馬県前橋市日吉四丁目四〇番地の二  
 代表者 山田昇  
 名称 株式会社オークワ  
 住所 和歌山県和歌山市中島一八五番地の三  
 代表者 大桑啓嗣
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 株式会社ヤマタ電機  
 住所 群馬県前橋市日吉四丁目四〇番地の二  
 代表者 山田昇  
 名称 株式会社オークワ  
 住所 和歌山県和歌山市中島一八五番地の三  
 代表者 大桑啓嗣
- 四 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成二十年二月二十六日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 七、〇八一平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- 駐車場の位置及び収容台数  
 位置 届出書添付図面記載のとおり
  - 収容台数 四五四台
  - 駐輪場の位置及び収容台数  
 位置 届出書添付図面記載のとおり
  - 収容台数 七八台
  - 荷さばき施設の位置及び面積  
 位置 届出書添付図面記載のとおり
  - 面積 一三〇平方メートル
  - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
 位置 届出書添付図面記載のとおり
  - 容量 四一・八立方メートル
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 株式会社ヤマタ電機 開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後十時  
 株式会社オークワ 二十四時間営業
  - 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 平面駐車場① 午前九時三十分から午後十時まで  
 平面駐車場② 二十四時間利用
  - 隔地駐車場 午前九時三十分から午後十時まで
  - 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
 出入口の数 三箇所
  - 位置 届出書添付図面記載のとおり
  - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前六時から午後十時まで
  - 八 届出年月日  
 平成十九年六月二十五日
  - 九 縦覧場所  
 奈良県商工労働部金融・商業振興課

十 縦覧期間

平成十九年七月三日から同年十一月五日まで

十一 縦覧時間  
 午前九時から午後五時まで

物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。

平成19年7月3日

奈良県知事 荒井正吾

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量  
 奈良県税務総合システム改修業務の委託
- 2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地  
 奈良県総務部税務課  
 奈良市登大路町30番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成19年6月11日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
 日本電気株式会社 奈良支店  
 奈良市高天町22-2
- 5 随意契約に係る契約金額 448,717,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
 随意契約による。
- 7 随意契約の理由  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号該当

人事委員会公告

平成19年度奈良県職員採用試験及び奈良県市町村立小・中学校事務職員採用試験試験を次のとおり実施します。

平成19年7月3日

奈良県人事委員会委員長 岩本平

奈良県 職 員 採用初級試験案内  
 平成19年度 奈良県市町村立小・中学校事務職員

平成19年7月3日  
 奈良県人事委員会

受付期間 (インターネット) 平成19年8月16日(木)～8月30日(木)  
 (郵 送) 平成19年8月16日(木)～9月5日(水)

第1次試験日 平成19年9月23日(日)  
 平成19年度奈良県職員採用初級試験及び奈良県市町村立小・中学校事務職員採用初級試験を次のとおり行います。

1 試験職種・採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職 務 内 容
一般事務職	5人程度	知事部局(本庁・出先機関)、教育委員会事務局、水道局などに勤務し、一般行政事務に従事します。
警察事務職	4人程度	警察本部又は警察署などに勤務し、警察行政事務に従事します。
小・中学校事務職	5人程度	県内の市町村立小・中学校に勤務し、学校事務に従事します。

- ※ 採用予定人員は、現時点での見通しですので、変更になることがあります。
- ※ 小・中学校事務職は、小・中学校の属する市町村の職員として採用され、県職員との人事交流はありません。
- ※ 受験者の試験の成績が一定以下の場合、合格人数が採用予定人員を下回ることがあります。

2 受験資格  
 (1) 次に該当する人

一般事務職	昭和61年4月2日から平成2年4月1日まで生まれた人
警察事務職	①昭和61年4月2日から平成2年4月1日まで生まれた人 ②日本国籍を有する人
小・中学校事務職	昭和58年4月2日から平成2年4月1日まで生まれた人

※ 一般事務職、小・中学校事務職については、日本国籍を有しない人も受験できます。ただし、在留活動中に制限のない在留の資格を有する人に限ります。

※ 一般事務職、警察事務職については、本年6月に実施した奈良県職員採用上級試験を受験した人は、受験できません。

(2) 地方公務員法第16条に該当する人は受験できません。

- 成年被後見人又は被保佐人(民法の一部を改正する法律の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。)
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 奈良県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験日時・試験会場

試験	試験日時	試験会場
試験	9月23日(日)	

第1次試験	筆記試験	集合時間 午前8時20分 試験開始 午前9時10分 試験終了 午後9時30分	奈良県立大学 奈良市稲橋町10
-------	------	--	--------------------

第1次試験合格者について、11月6日(火)～9日(金)のうち指定する1日、奈良総合庁舎(奈良市大森町57-112)で実施します(詳細は第1次試験合格者に通知します)。

※ 第1次試験合格者で指定された第2次試験の日時は、変更することはできません。

4 試験の方法及び内容

試験	種 目 (配 点)	内 容
第1次	筆 試 教養試験 (150点)	公務員として必要な一般的知識及び知能について、高等学校卒業程度で択一式による筆記試験及び漢字の読み書きについて記述式による筆記試験を行います。80題出題のうち漢字の読み書きを含む55題は必須解答、残りの25題から15題の選択解答です。(2時間)
第2次	筆 試	出題分野 文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈、人権関連、社会科学、人文科学、自然科学、漢字の読み書き等
第3次	筆 試 作文試験 (50点)	公務員として必要な表現力などについて筆記試験を行います。(作文試験は日本語での記述が必要です。)(1時間)

第2 次 試験	口述試験 (400点)	個別面接による試験を行います。
	適性検査	公務員として必要な適性について検査を行います。

※ 教養試験の成績が一定基準に達しない場合は、作文試験は採点されません。

※ 合格決定は、次のとおり行います。

第1次試験については、教養試験及び作文試験の合計得点（200点満点）により、第2次試験については、第1次試験、口述試験の合計得点（600点満点）及び適性検査結果により決定します。

※ 各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は不合格となります。したがって、合格得点及び順位が上位であっても不合格となる場合があります。

5 合格者の発表

区 分	時 期	方 法
第1次試験合格者発表	10月25日(木) 午前9時(予定)	奈良県庁及び奈良県奈良総合庁舎(奈良市大森町)に受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。
最終合格者発表	11月22日(木) 午前9時(予定)	合格者に通知します。

※ 第1次試験合格者及び最終合格者の受験番号は、合格発表後2週間、県人事委員会ホームページ (<http://www.pref.nara.jp/jinji/>) でも確認できます。

6 受験手続

インターネット又は郵送のいずれかの方法で申し込んでください。

※できるだけインターネットによる申込みを利用してください。経費節減、省力化にもつながります。

◎申込みにより申込期間が異なりますので、注意してください。

◎申込みできる試験職種は一つに限ります。受付後の変更は認めません。

インターネットによる申込み

- 1 県人事委員会のホームページ (<http://www.pref.nara.jp/jinji-cv/>) 「職員採用試験情報」の「電子申請」のボックスから電子申請・届出システムに接続してください。
- 2 「電子申請入口」をクリックするとログイン画面が開きますので、登録がまだの方は、「Y」利用者情報を登録されていない方はこちらから、「X」をクリックし、利用者情報登録画面に進み、ID、パスワード等必要事項を登録してください。
- 3 登録したID、パスワードによりログインのうえ、受験申込を行ってください。
- 4 受験申込後、審査完了メールが送信されます。
- 5 審査完了メールに従って、受験票を確認のうえプリントアウトし、写真(最近3か月以内、撮影した上半身脱帽正面画像5cm、横4cmのもの)を貼付して試験当日に持参してください。

申込方法

※審査完了のメールが9月3日(月)までに到着しない場合には、必ず9月4日(火)に奈良県人事委員会事務局まで照会してください。

※申込受付期間中にカーナビがメンテナンス等により停止している場合には、期間内の他の日に変更するか、郵送により申し込んでください。

申込受付期間

8月16日(木)～8月30日(木)  
※8月16日(木)は午前9時から、8月30日(木)は午後5時までに到着したものを受け付けます。

郵送による申込み

所定の申込書及び受験票に必要事項を記入し、受験票に写真を貼りないで奈良県人事委員会事務局あてに必ず「簡易書留又は配達記録で郵送してください。

・封筒の表に必ず「一般事務受験 〇〇〇」と受験職種を朱書きし、受験票のはがきに郵便番号、住所、氏名を明記し必ず50円切手をはってください。

・なお、審査完了後に返送された受験票には、写真(最近3か月以内に撮影した上半身脱帽正面画像5cm、横4cmのもの)を貼付して試験当日に持参してください。

8月16日(木)～9月5日(木)(9月5日消印有効)

※受付期間前に到着した場合は受付できませんのでご注意ください。

※9月12日(木)までに受験票が到着しない場合は、奈良県人事委員会事務局まで照会してください。

7 合格から採用まで

- (1) 人事委員会は、最終合格者を試験職種ごとの採用候補者名簿に成績順に登載し、各任命権者の請求に応じて採用候補者を成績順に提示します。
- (2) 任命権者ではさらに身体検査、面接などを行い、採用者を決定します。
- (3) 採用は、原則として平成20年4月1日以降の予定です。
- (4) 採用候補者名簿は、原則として1年間有効です。

8 日本国籍を有しない人の任用について

「日本国籍を有しない人は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わることとできない。」とする公務員に関する基本原則に基づいた任用がなされます。

委員 白井 皓 喜

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の届期 平成19年4月8日執行 奈良県知事選挙
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の全額の制限額（法定選挙運動費用額） 32,326,600円
- 報告書の要旨

候補者氏名	荒井 正彦	所属党派	無所属	期 間	3月12日から 4月23日まで	第1回分
出陣責任者氏名	東口 哲夫					

収 入		支 出	
主たる者所 (氏名、団体名)	(職業)	(種類)	(金額)
本邦ならば	政治団体	人件費	4,160,000
		旅費	10,814,605
		選挙事務経費	10,625,055
		集合会場費	189,350
		通信費	209,535
		交通費	17,420
		印刷費	3,707,465
		広告費	2,688,440
		文具費	29,138
		各種費	622,023
		宿泊費	0
		雑費	3,743,767

その他の者所 その他の収入	0件	0	0
今 回 計	30,000,000	35,992,194	25,992,194
前 回 計	0	0	0
総 計	30,000,000	35,992,194	25,992,194

報告書受理年月日 平成19年4月23日 第1回報告分

試験	開示請求できる人	開示内容	開示の期間	開示の場所及び時間
第1次試験 試験合格者	第1次試験の不合格者	第1次試験の総合得点、種目別試験結果及び順位	第1次試験合格発表の日から1箇月間	奈良県人事委員会事務局 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日は受付しておりません。）
第2次試験 試験	第2次試験受験者	第1次試験及び第2次試験の総合得点、種目別試験結果及び順位	最終合格者発表の日から1箇月間	

- 日本国籍を有しない人は、各任命権者が定める次の職以外の職に任用される。
  - 「公権力の行使」に携わる職（代表例）
    - 許可、認可、免許等処分に関する事務（各営業許可、開発許可、建築確認等）
    - 報告の徴収、検査に関する事務（保健医療機関等に関する報告の徴収、各種立入検査等）
    - 県税の賦課決定、徴収、滞納処分に関する事務
    - 補助金、交付金の交付、貸付金の貸付けの決定に関する事務
    - 不服申立てに対する裁決に関する事務
    - その他、個人、法人、その他の団体の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす事務
  - 「公の意思の形成への参画」に携わる職
    - 県行政について企画、立案、決定に参画する職とし、原則として「所属長及び本庁課長級以上の職」などです。
- 日本国籍を有しない人は、採用時に「在留活動に制限のない在留の資格」がない場合には採用されません。

- 給与
 

現行の初任給月額（一般事務職の場合）は142,800円（毎大卒の場合153,800円）で、このほか、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末・勤続手当などがそれぞれ別の条件に応じて支給されます。

ただし、平成20年3月31日まで、給料の1.5%が減額されます。

なお、初任給は、採用前の経歴などに応じて加算される場合があります。

- 試験結果の開示
 

この試験の受験者は、下記のとおり奈良県個人情報保護条例に基づき口頭により開示を請求することができます。

なお、電話等による請求では開示できませんので、受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を持参のうえ、直接、奈良県人事委員会事務局までお越しください。

選挙管理委員会告示

奈良県選挙管理委員会告示第三十四号

平成十九年四月八日執行の奈良県知事選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十五条第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成十九年七月三日

奈良県選挙管理委員会

候補者氏名	荒井 正基	所属党派	無所属	期 間	4月24日から 4月25日まで	第2回分
出納責任者氏名	東口 智夫					

収入 主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	支出	円
		0	人件費	0
		0	家屋費	0
		0	選挙事務所費	0
		0	集会会場費	0
		0	通信費	0
		0	交通費	0
		0	印刷費	0
		0	広告費	0
		0	文具費	0
		0	食糧費	0
		0	宿泊費	0
		0	雑費	29,663
その他の寄附	0件	0	今回計	29,663
その他の収入		0	前回計	30,000,000
今回計		0	前回計	30,000,000
前回計			総計	26,021,857
総計				

報告書受理年月日 平成19年4月25日 第2回報告分

候補者氏名	西 ふみ子	所属党派	無所属	期 間	2月15日から 4月15日まで	第1回分
出納責任者氏名	東 信治					

収入 主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	支出	円
		2,500,000	人件費	477,700
憲法をくらしに生かす あつたか県政をつくる会	その他 政治団体		家屋費	522,720
			選挙事務所費	524,730
			集会会場費	8,000
			通信費	5,339
			交通費	0
			印刷費	1,719,795
			広告費	544,460
			文具費	2,000
			食糧費	15,200
			宿泊費	0
			雑費	420
その他の寄附	0件	0	今回計	3,298,244
その他の収入		1,000,000	前回計	0
今回計		3,500,000	前回計	3,298,244
前回計		0	総計	3,298,244
総計		3,500,000		

報告書受理年月日 平成19年4月16日 第1回報告分

候補者氏名	西 ふみ子	所属党派	無所属	期 間	4月16日から 4月25日まで	第2回分
出納責任者氏名	東 信治					

収入 主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	支出	円
		0	人件費	0
		0	家屋費	0
		0	選挙事務所費	0
		0	集会会場費	0
		0	通信費	31,690
		0	交通費	0
		0	印刷費	0
		0	広告費	0
		0	文具費	84,390
		0	食糧費	0
		0	宿泊費	0
		0	雑費	0
その他の寄附	0件	0	今回計	116,080
その他の収入		0	前回計	3,298,244
今回計		0	前回計	3,298,244
前回計		3,500,000	総計	3,414,324
総計		3,500,000		

報告書受理年月日 平成19年4月25日 第2回報告分

選挙者氏名	西 小み子	所属党派	無所属	期別	4月26日から 5月22日まで	第3回分
出陣予定氏名	黄 信治					

収入  
主たる事務所  
(氏名、団体名)

(職業) (事務所)

支出  
人件費  
家賃費  
選挙事務所費  
雑費  
通信費  
交通費  
印刷費  
文具費  
食糧費  
雑費  
雑費  
雑費

収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

今回事業収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
今回事業支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
今回事業利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
今回事業収入	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000
今回事業支出	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000
今回事業利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

選挙権行使日 平成19年5月22日 第3回選挙

奈良県選挙管理委員会告示第三十五号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二条第二項及び第二十三条第一項の規定により、平成十九年七月二十九日執行予定の参議院(選挙区選出)議員選挙における選挙時登録の登録基準日、登録日及び縦覧期間を次のとおり定める。  
平成十九年七月三日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井 皓喜

登録基準日 平成十九年七月十一日

ただし、平成十九年七月二十九日現在で年齢満二十年に達する者を含む。

登録日 平成十九年七月十一日

縦覧期間 平成十九年七月十二日

【定価】一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共に、送料別)

奈良県選挙管理委員会告示第三十六号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第二十三条の十一第二項の規定により、平成十九年七月二十九日執行予定の参議院(選挙区選出)議員選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧期間を次のとおり定める。  
平成十九年七月三日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井 皓喜

縦覧期間 平成十九年七月十二日

選挙管理委員会公告

平成十九年七月二十九日執行予定の参議院(選挙区選出)議員選挙における立候補届出の受付順位は、次により決定します。

なお、平成十九年六月一日付け選挙管理委員会公告(参議院(選挙区選出)議員選挙における立候補届出の受付順位)は廃止します。  
平成十九年七月三日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井 皓喜

- 一 選挙期日の公示日の午前八時三十分(選挙区選出)議員選挙における立候補届出の受付場所(奈良市登大路町三〇番地)奈良県議会第二委員会室を予定)内の立候補届出受付場所に現在する立候補届出者については、「くじ」により順位を決定します。
- 二 選挙期日の公示日の午前八時三十分を過ぎて到着した立候補届出者については、前号の「くじ」により決定した立候補届出者の後とし、その順位は、到着順とします。

正 誤

平成十九年六月二十二日付け奈良県公報第八百八十一号正誤表

行	行	誤	正
---	---	---	---

九	下	26, 208	14, 604
---	---	---------	---------

発行 奈良県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二一三一 二〇一六

印刷 株式会社 春日  
奈良市三条栄町九一八  
電話 〇七四二一三五 一七三二六

本誌は再生紙を使用しています。